

答申素案（12月15日時点）

令和●年●月●日

京丹後市長 中山 泰 様

京丹後市美しいふるさとづくり審議会
会長 奥谷 三穂

京丹後市における民間による風力発電事業の計画構想について（答申）

令和3年11月11日付で諮問のありました標題の件について、前田建設工業株式会社より提出のあった「(仮称)丹後半島第一風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」及び「(仮称)丹後半島第二風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に係る審議を行い、本審議会として環境の保全に関する見地からの意見をまとめましたので、下記のとおり答申します。

1 全般的事項

- (1) 本事業計画に関し、市民等から事業の実施に伴う健康、生活環境、景観及び災害等への影響を懸念する声が届いていることから、市民等に対して丁寧な説明を行い、十分な理解を得ること。また、市民等を対象とする事業計画の説明や意見聴取については、事業実施想定区域の周辺住民や地権者に加え、農林水産業を営む者、事業計画地の隣接地や里山を利用している者、景観や文化的な関わりを有している者等の幅広いステークホルダーを対象とする説明及び意見聴取を行い、日常生活や生業等への支障が生じない事業とすること。
- (2) 大型の風力発電機の設置、大規模な土地の造成及び取付道路の建設等の工事の実施並びに発電所の稼働により地域環境に重大かつ不可逆的な影響を及ぼす可能性があることから、早期段階からの現地調査・予測及び評価を適切に行うこと。
- (3) 本審議会における専門家からの意見聴取の結果、計画段階環境配慮書における調査・予測及び評価に具体性がなく不十分であることから、遺漏のない文献調査を行うとともに、動植物、文化・歴史、災害等の地域事情に詳しい専門家や地域住民等からの聞き取り等の方法により、文献のみからでは把握できない情報等を収集し、丹後地方の気候風土等の地域特性を十分理解した上で調査・予測及び評価を行うこと。
- (4) 計画段階環境配慮書に対する本意見書の内容について、環境影響評価方法書に確実に反映すること。

- (5) 環境影響に係る調査の結果及び調査のプロセスにおいて、健康、生活環境、景観及び災害等への影響に係る重大な環境影響を回避又は低減できず、市民等の懸念が払拭されない場合には、市として、事業の中止を含め、事業規模の縮小、その他必要な事業計画の見直し等を求めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び低周波音について

- ①風力発電所の整備工事及び稼働による騒音及び低周波音による影響が懸念されることから、風力発電機の配置及び規模、並びに付帯設備の配置の検討にあたっては、騒音及び低周波音による生活環境への影響を回避すること。
- ②風力発電機の稼働により発生する騒音及び低周波音の調査・予測及び評価に関して、国の指針等を参考にのみではなく、近年の大型の風力発電機の整備による影響に係る最新の知見等を反映すること。
- ③騒音及び低周波音に関しては、数値化できない煩わしさがああり、また、感じ方に個人差があることを前提とした調査・予測及び評価を行うこと。

(2) 風車の影

事業実施想定区域及びその周辺には、住居や農地、登山道等、人の活動の場があり、風車の影による影響が懸念される。風力発電機の配置等の検討にあたっては、人の活動の場への影響の調査・予測及び評価を行い、風力発電機を隔離する等の方法により、風車の影による影響を回避すること。

(3) 地形及び地質について

- ①事業実施想定区域及びその周辺では、土砂崩れ等の甚大な被害が発生しており、事業の実施に伴う土地の改変による影響が懸念される。想定される気象現象による地形及び地質への影響の調査・予測及び評価を行い、急傾斜地の崩壊、地滑り、谷筋での土石流の発生等の災害への影響を回避すること。
- ②事業実施想定区域は主要な河川の源流域となっており、事業実施に伴う土砂や濁水の流出及び流入による河川への影響が懸念される。水量及び水質に係る影響の調査・予測及び評価を行い、河川への影響を回避すること。
- ③事業実施想定区域における土地の改変においては、専門家や地域住民等からの聞き取り等の方法により、湧水や微地形の特徴も含め、地域的に貴重な地形及び地質を把握した上で調査・予測及び評価を行うこと。

(4) 動物、植物、生態系

- ①事業実施想定区域及びその周辺では、希少猛禽類であるクマタカやその他重要な動物が生息している可能性があり、風力発電機への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への影響及び重要な動物の生息環境の悪化が懸念される。専門家や地域住民等からの意見聴取を行い、風力発電機の稼働によるバードストライク等への影響等に係る調査・予測及び評価を行い、重要な動物への影響を回避すること。
- ②事業実施想定区域及びその周辺は、重要な河川の上流部にあたり、事業実施に伴う土砂の流出・流入及び水質悪化による動植物への影響が懸念される。また、海岸部への土砂の流出が海岸線の生態系や漁場、景観等への影響を与えることが懸念されることから、動植物の生息・生育環境の調査・予測及び評価を行い、土地の改変などによって発生する土量の抑制方法や河川への土砂や濁水の流入防止対策を検討し、事業実施による動植物と海岸部の生態系や漁場、景観等への影響を回避すること。
- ③事業実施想定区域及びその周辺に位置する二級河川「宇川」は、宇川流域天然鮎生息地として京丹後市指定文化財となっており、また、事業実施想定区域及びその周辺において、京丹後市指定文化財のアベサンショウウオが生息している可能性がある。事業実施による生息環境への影響について、専門家や地域住民等からの聞き取り等の方法による調査・予測及び評価を行うこと。
- ④事業実施想定区域及びその周辺には、京都府レッドデータブックにおいて要注意にあげられている大フケ湿原をはじめ依遅ヶ尾山、宇川穿入蛇行など、保護を要する貴重な地層・地形が存在する。事業実施による地層・地形への影響について、専門家や地域住民等からの聞き取り等の方法による調査・予測及び評価を行うこと。
- ⑤事業実施想定区域及びその周辺には、文献に掲載されていないブナ、ケヤキ、シデなどの巨樹・巨木林が多く点在し、丹後半島の自然の豊かさを象徴するとともに地域住民の誇りともなっている。事業実施による巨樹や固有の植生への影響について、専門家や地域住民等からの聞き取り等の方法による調査・予測及び評価を行うこと。
- ⑥事業実施想定区域及びその周辺は、丹後半島固有の多様な動植物が生態系のつながりによって生息している。自然公園、特定植物群落、鳥獣保護区、天然記念物等により指定された区域外においても、隣接する周辺地域での森林伐採、土地の改変等によりこれらの生態系への影響が懸念されることから、専門家や地域住民等からの聞き取り等の方法による調査・予測及び評価を行うこと。

(5) 景観

- ①事業実施想定区域及びその周辺は、丹後天橋立大江山国定公園及び山陰海岸ジオパークエリアに含まれるため、事業実施による重要な景観資源及び眺望点に及ぼす影響が懸念されることから、風力発電機の配置等の検討にあたっては、景観資源の利用状況に係る

関係者や専門家等からの聞き取りを行い眺望の特性等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、客観的な予測及び評価を行い、主要な眺望点への影響を回避すること。

②地域住民にとっては風力発電機の設置前後の景観の変化が重要であることから、日常生活の場についても眺望点として設定し、フォトモンタージュ等を作成し、客観的な調査・予測及び評価を行い、日常生活の場における景観への影響を回避すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

①事業実施想定区域及びその周辺には、登山道、親水公園、海水浴場、キャンプ場、神社や石碑等の施設が点在しており、工事中及び稼働時の騒音、風車の影及び景観変化等によるこれらの人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念されることから、風力発電機の配置等の検討にあたっては、これらの人と自然との触れ合いの活動の場の活動特性やアクセス特性の変化への影響を回避すること。

②人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査にあたっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等からの聞き取り等の方法による調査・予測及び評価を行うこと。

3 その他の要請事項

(1) 地域住民にとっては、風力発電所の整備に係る工事関係車両の通行ルート及び道路改変等の日常生活に直接影響を与えることが懸念される情報の提供が重要であることから、早い段階で調査・予測及び評価を行い、これを踏まえた工事計画を立案し地域住民への説明を行うこと。

(2) 事業実施想定区域に含まれる林道及び市道の利用状況を把握し、公道等の改変、立木の伐採に係る地元住民及び利害関係者からの聞き取りを行い、改変等に伴う影響を回避すること。

(3) 事業計画の検討にあたっては、丹後半島一帯及び全国各地においてこれまでに実施された大型の再生可能エネルギー事業に伴う事故や災害の事例を調査し、課題や反省等に係る知見を総括し事業計画に反映させること。

(4) 事業計画の検討にあたっては、風力発電機の導入に伴う環境への影響の観点からのみではなく、地域社会及び地域経済へ与える影響も勘案し、農林漁業者、商工業者、観光関連事業者等広く周辺市町の関係事業者、団体等からの聞き取りを行い、地域社会との共存や地域経済活性化の観点も踏まえた検討を行うこと。

- (5) 事業計画の検討にあたっては、再生可能エネルギー固定価格買取制度による売電収入を得ることとされているが、それに限らず地元経済への還元や電力の地元利用についても検討すること。
- (6) 調査及び工事中に遺跡・遺物等の埋蔵文化財等が発見された場合は、速やかに市に報告し、対応を協議し、調査及び工事を中止する等適切な対応を行い、発掘調査が必要な場合は調査の期間等が確保できるよう配慮すること。なお、現在、依遅ヶ尾山周辺等において大学と市と市民団体が連携して文化財等に係る調査を進めていることから、当該調査区域及び今後調査予定の区域においても同様に配慮すること。
- (7) 水道用水の取水地点の把握について、市水道事業基本計画及び上宇川連合区からの聞き取りのみでなく、事業実施想定区域及びその周辺に含まれる流域全ての地区等に対して聞き取りを実施し、地区水道及び水源の把握に努め、調査・予測及び評価を行った上で、水道施設への影響を回避すること。
- (8) 事業実施想定区域には保安林が含まれており、事業実施による保安林の機能低下等の影響が懸念されることから、森林法等に基づく手続きを踏まえ、保安林の公益的機能への影響を回避すること。
- (9) 森林伐採、土地の改変においては、植林地、分収林等の人工林の有する森林資源損失に係る調査・予測及び評価を行うこと。
- (10) 事業実施想定区域における風況マップでは、毎秒約5～6メートルの風況とされており、年平均毎秒6.5メートル以上とされている最適値より低い風況となっている。丹後半島の地形や気象条件を調査・予測及び評価を行った上で、風力発電にふさわしい地域か否か計画の見直しを含め検討されたい。